

長野県福祉のまちづくり条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 福祉のまちづくりのための施策（第7条—第13条）</p> <p>第3章 特定施設の整備（第14条—第25条）</p> <p>第4章 <u>特別特定建築物の建築の規模等（第26条—第29条）</u></p> <p>第5章 <u>雑則（第30条）</u></p> <p>（特定施設の新築等の届出）</p> <p>第16条 特定施設の新築等をしようとする者は、当該特定施設の新築等の工事に着手する日又は施設の用途を変更して特定施設としようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。<u>ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。次章において「法」という。）第17条第1項の規定による申請をしたときは、この限りでない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>第4章 <u>特別特定建築物の建築の規模等</u> <u>（用語の意義）</u></p> <p>第26条 この章において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。 <u>（建築の規模）</u></p> <p>第27条 <u>法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第1号、第2号及び第8号から第10号までに掲げるもの（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設を除く。）に限る。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）の規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 福祉のまちづくりのための施策（第7条—第13条）</p> <p>第3章 特定施設の整備（第14条—第25条）</p> <p>第4章 <u>雑則（第26条）</u></p> <p>（特定施設の新築等の届出）</p> <p>第16条 特定施設の新築等をしようとする者は、当該特定施設の新築等の工事に着手する日又は施設の用途を変更して特定施設としようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p><u>の合計1,000平方メートルとする。</u> <u>(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)</u> 第28条 法第14条第3項の規定により条例で同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、障害者等の安全かつ容易な利用に資する設備の設置その他の事項であって規則で定めるものとする。 2 建築物の増築又は改築(用途を変更して特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。)をする場合には、前項の規定は、当該増築等に係る部分その他の規則で定める建築物の部分に限り、適用する。 <u>(制限の緩和)</u> 第29条 この章の規定は、この章の規定による場合と同等以上に特別特定建築物の移動等円滑化が図られると知事が認める場合又は特別特定建築物の利用の目的、敷地の状況等によりこの章の規定により難いと知事が認める場合において、適用しない。 第5章 雑則 (補則) 第30条 (略)</p>	<p>第4章 雑則 (補則) 第26条 (略)</p>